

障害者福祉課

議案第11号

港区立障害者住宅条例の一部を改正する条例について

特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝に設置する港区立障害者住宅シティハイツ竹芝において、世帯用車椅子住宅を整備することに伴い、港区立障害者住宅条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

港区立障害者住宅シティハイツ竹芝において、現在、空き住戸となっている世帯用障害者住宅等3戸について、新たに世帯用車椅子住宅に転用し整備することに伴い、世帯用車椅子住宅の戸数が増えることから、条例の一部を改正します。

2 改正内容

条例第3条に規定する世帯用（車椅子対応）の戸数について、2戸から5戸に変更します。その他、規定の整備をします。

3 施行期日

令和4年4月1日

港区立障害者住宅条例新旧対照表

改正案		現行	
<p>(前略)</p> <p>(名称、位置、種別及び戸数)</p> <p>第三条 障害者住宅の名称、位置、種別及び戸数は、次のとおりとする。</p>		<p>(前略)</p> <p>(名称、位置、種別及び戸数)</p> <p>第三条 障害者住宅の名称、位置、種別及び戸数は、次のとおりとする。</p>	
名称	位置	名称	位置
港区立障害者住宅 シテイハイツ竹芝	(略)	港区立障害者住宅 シテイハイツ竹芝	(略)
種別	(略)	種別	(略)
戸数	(略)	戸数	(略)
五戸	(略)	二戸	(略)
<p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和四年四月一日から施行する。</p>		<p>(後略)</p>	

1 検討経緯

○障害者住宅のうち車椅子住宅については、建物内のバリアフリーだけでなく避難経路の確保など、きめ細かな設計が必要のため、民間での整備が困難であり、区内では公的住宅において計22戸(うち区立住宅で2戸、都営住宅で20戸)整備されているのみです。

○シティハイツ竹芝における車椅子住宅の応募倍率は、平成23年度13倍、令和2年度12倍と高倍率であり、高い需要があることが明らかことから、車椅子住宅を整備することとします。

2 整備の方向性

○シティハイツ竹芝の障害者住宅のある9階と10階(以下「障害者住宅フロア」といいます。)は、バルコニーを含む共用部から占有部への経路が、バリアフリーや避難動線に十分配慮された設計となっているため、共用部・占有部ともに車椅子住宅への転用に最も適した構造となっています。(図表1参照)

○このように、障害者住宅フロアは、共用部・占有部ともに車椅子住宅への転用に最も適した構造であり、改修工事に伴う経費や工期の観点より効率的に活用ができます。また、障害者住宅フロアの下層階には区立障害保健福祉センターがあり、障害者に対する各種相談などの事業を行っているため、障害者がより安心して居住できる環境が整っています。

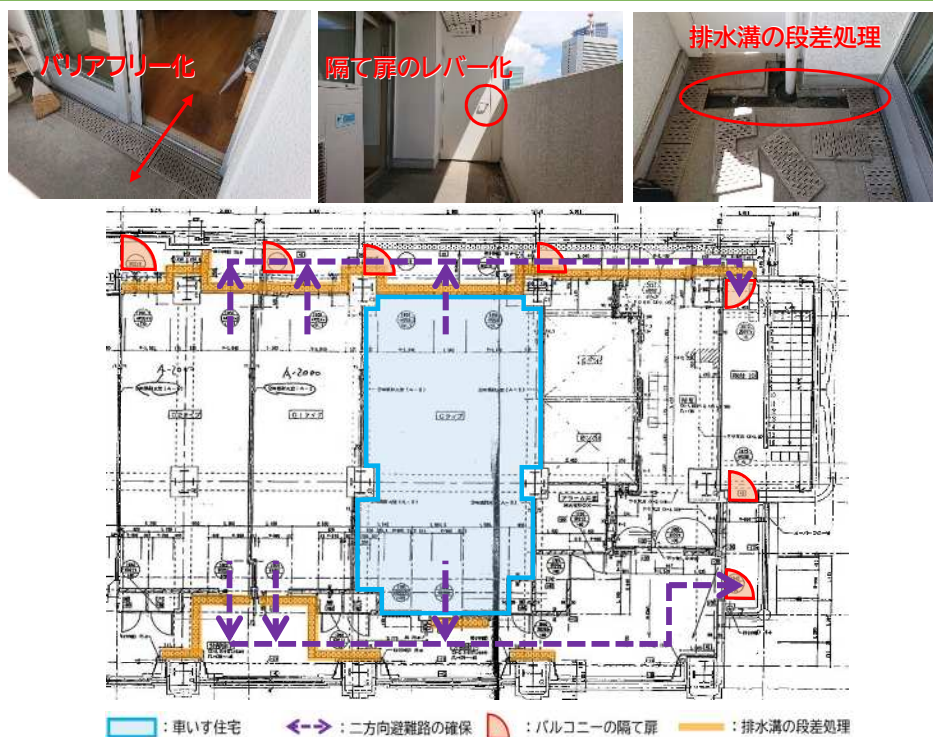
○このことから、障害者住宅フロアを活用し、新たに車椅子住宅を整備していきます。転用戸数は、入居者の日常の動線が十分に確保できる世帯用障害者住宅7戸及び災害対策住宅1戸の合計8戸とし、空き住戸が生じた際に、順次、必要な設計・工事を実施し、既存の車椅子住宅2戸とあわせて、計10戸を供給します。(図表2参照)

○その際、特定公共賃貸住宅の空き住戸を世帯用障害者住宅と災害対策住宅へそれぞれ転用し、現戸数を維持します。

3 今後のスケジュール

令和4年度	・2戸整備(現世帯向け障害者住宅を改修) ※年度内に募集開始
令和5年度	・1戸整備(現災害対策住宅を改修) ※年度内に募集開始
令和6年度以降	・空き住戸が生じた際に、順次、整備・供給していきます。

図表1 障害者住宅フロアのバリアフリー状況



図表2 整備の方向性

